

学校における危機管理と組織的対応

佐々木 勇

学校における危機管理と組織的対応

Crisis Management and Organizational Response Measures in Schools

佐々木 勇

キーワード：危機管理、防災教育、危機管理マニュアル、組織的対応

はじめに

学校における危機管理について最近よく言われるのが、「想定内」とか「想定外」という言葉である。特に「想定外」という言葉が、東日本大震災や西日本豪雨等の大災害の後に言われてきた。これらは自然災害でよく使われる言葉であるが、学校においても想定外の事案や事故が出てくるようになった。学校教育に携わる者にとっては、多くの子どもたちの命を預かっているので、失敗や弁解は許されない。そこで本稿では、学校内外における安全安心等への課題、危機管理の姿勢と基本、保護者・地域との連携の在り方等について考えてみたい。また、その際には、危機管理対応と危機管理マニュアルにより、実際の対応事例についても併せて取り上げてみたい。

1 学校内外の安全安心等への対応

(1) 危機管理の定義と内容

いつ、どこで、どのように危機が発生するかを予想することは、きわめて困難である。そこで、起こり得る危機の特質に応じて類型化をしておき、未然防止を図るとともに、的確に対応できる体制づくりに努めなければならない。もしも事故・事件が発生した場合に、被害を最小限に食い止めるためには、迅速かつ適切な対応が求められる。危機管理の目的について、永岡順は次の3点を挙げている¹。

○子どもの生命を守ること。

○子どもと教師の信頼関係を維持し、深めること。

○学校に対する社会的な信用や信頼を守る。

学校が、児童生徒にとって安心して学べる場であるためには、日頃から危機管理に組織的に努めることが不可欠である。図1は、危機管理の過程を模式的に表したものである。以下①ナレッジ・マネジメント、②リスク・マネジメント、③クライシス・マネジメントについて説明する。

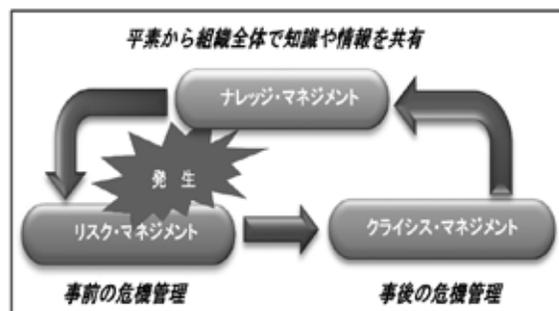


図1 危機管理の模式図
(出典) 筆者作成

①ナレッジ・マネジメント

マニュアルを常備し整えておくだけでなく、書かれている知識や情報を、組織全体で共有しておくことが重要である。普段から研修等を通して、危機管理について共通理解を図っておかなければならない。

②リスク・マネジメント

これは、事件・事故の発生を、極力未然に防ぐこと

を中心にした取組である。児童生徒・保護者・地域住民の方からの情報収集に、日頃から努めるとともに、起こり得る危機を様々な角度から予測して問題の早期発見に努め、危機管理マニュアル等を用いて危機に至る前に解決するようにする。

③クライシス・マネジメント

これは、実際に発生した緊急事態への対応をいう。被害を最小限にとどめる初期対応と、事後の中・長期的対応からなる。具体的には、保護者・関係者・関係機関への連絡や説明、同様の事態の再発防止策の検討、児童生徒の心のケア等が考えられる。

危機には多種多様なものがあり、同種の事例であっても異なる点が少なくない。表1は、対応の目安となる危機的事例を分類したものである。

(2) 対応の基本

① 学校危機管理マニュアルの整備

表1 危機の内容分類及び事例一覧

内容分類		主な事例
学校管理	施設設備	校内外施設の保守管理・修理修繕等
教育計画	教育課程	教育課程の未履修、免許状更新などの不備
教育活動	学習活動	授業中の事故、校外活動中の事故
	特別活動	学校行事における事故
	その他	学校施設利用中の事故
問題行動	非行	器物損壊、喫煙、飲酒、薬物乱用等
	いじめ	いじめに伴う傷害、自殺、ネット上の誹謗中傷
学校保健	感染症	新型コロナ、インフルエンザ等の集団感染
	食中毒	給食での集団食中毒、異物混入等
	アレルギー	食物アレルギーによるアナフィラキシー等
登下校	交通事故	事故対応、事後処置
	不審者	誘拐、声かけ、わいせつ行為等
教職員	健康管理	心身の不調などによる業務への支障
	事故	交通事故
	不祥事	体調、酒気帯び運転、セクハラ、パワハラ等
災害	自然災害・火災	風水害、竜巻、土砂災害、地震、津波等
その他	保護者・地域	不適切な対応による信用失墜行為
	威力業務妨害	法外な不当要求、クレーム等
	マスコミ対応	報道機関に対する信用失墜行為

(出典) 筆者作成

学校の危機管理マニュアルは、文部科学省、都道府県教育委員会・市町村教育委員会、各学校によって整備が図られている。しかし、危機が発生する時期や態様によって、対応は様々に異なるので、児童生徒、学校、地域の特性や実情等に応じて、学校ごとに危機管理マニュアルの作成と見直しを図る必要がある。

② 未然防止に向けた取り組み

危機管理の第一歩は、教職員が常に危機管理意識を持って行動することである。このような意識を堅持し、行動に反映できるようにする取り組みとしては、異なる複数の角度からマニュアルを点検したり、危機を想定してシミュレーションを繰り返したりすることを、定期的に校内研修に組み込むこと等が考えられる。

児童生徒の学びの場としての重要な課題は、平素から保護者・地域・関係機関等との連携を図りつつ、健康・安全教育を励行すること、児童生徒の心身の発達に応じて危機回避能力や、防災対応能力を育むことである。

③ 危機発生時の対応

危機が発生した場合には、対応の優先度を速やかに見極めることが重要になってくる。特に管理職は、校務分掌に応じて早期に情報収集を図り、全教職員の役割分担等を的確に指示しなければならない。そして、事態の推移に応じて次々に入ってくる情報の正確さを判断するとともに、それらを的確に分析して、全教職員との間で情報の更新と共有に努めなければならない。

そして、教職員には臨機応変な対応が求められる。複数人数体制で対応するのが好ましいのであるが、事態によっては単独で動かざるを得ない場合もある。その際にも、手段が確保でき次第、「報告」「連絡」「相談」を徹底する。学校外との関係も忘れてはならない。教育委員会への報告をはじめ、保護者・地域社会・関係機関との連絡を図るために情報の提供や、情報収集をしておく必要がある。

これらの対応の推移を後日振り返ることができるよう時系列順に記録し、保管しておかなければならない。こうすることが再発防止につながってくる。

④ 事後処理と再発防止の取り組み

事件・事故の処理が収拾した場合、危機発生時の記録をもとに、発生の原因や対応の在り方を分析して、問題点や改善すべき点を洗い出し、危機管理マニュアルの見直しに反映していかなければならない。

これらの見直しや再発防止に向けて重要な点は、地域住民、関係機関、専門家、学校評議員や学校運営協議会からも意見や助言を聴取する等、複数の異なる視点を継続的に取り入れることである。



図3 安全教育の領域と構造
(出典) 石川県教育委員会『石川の学校安全指針』2013年、p.7より筆者作成。

2 学校危機管理に対する姿勢と基本

(1) 学校危機管理のねらい

学校安全は図2のように、安全教育、安全管理、組織活動からなるが、特に安全管理は児童生徒の心身の管理及びさまざまな生活や行動の管理からなる「対人管理」と、学校施設設備の管理である「対物管理」とに分けられる。これらは、いずれも教職員が中心となって行われるものであるが、安全教育の観点から児童生徒等が関与したり、参画したりすることができるような機会も検討すべきであろう。

安全教育や安全管理の在り方は、内容や対象となる場や行われる機会等に応じて多岐にわたる。安全教育と安全管理を効果的に運用するためには、学校の校内研修に組み入れるとともに、児童生徒等を含めた校内の協力や家庭・地域との連携を図りながら、組織的に進めることが大切である。全教職員による「チーム学校」としての取組がここでも重要である。

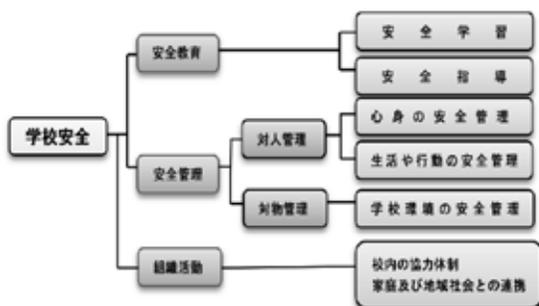


図2 学校安全の構造図
(出典) 文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』2018年、p.12より筆者作成。

さらに、学校における安全教育は、図3のように「安全学習」と「安全指導」の2つの側面からなる。これら相互の関連を図りながら、それぞれの特質に応じて計画的・継続的に進めなければならない。

(2) 教職員研修等

① 学校内における協力体制の構築

各学校においては、学校安全計画に教職員の研修を位置付けているが、学校安全は図4のように、1) 生活安全、2) 交通安全、3) 災害安全の3領域からなる。教職員は校務分掌に応じて、3領域の役割を統合的に果たせるようにしておくとともに、管理職と各担当責任者を中心に体制の整備も図る必要がある。

② 教職員研修と職員の共通理解

事件・事故等の発生時には、全教職員が各学校の危

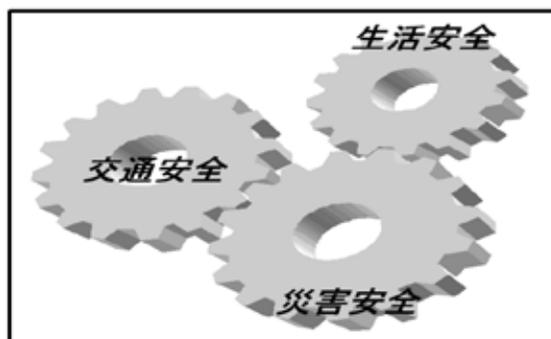


図4 学校安全の3領域
(出典) 石川県教育委員会『石川の学校安全指針』2013年、p.3より筆者作成。

機管理マニュアルに基づき、児童生徒の安全確保に努めるとともに、必要な場合には応急手当等をする。どの教職員も日頃から事件・事故防止に必要な注意義務を十分に認識するとともに、それらの義務等を積極的に果たさなければならない。このためには、教職員間で安全安心に関する情報や話題を定期的・日常的に交換と共有をするとともに、職員会議をはじめ分掌・学年ごとの会議、職員朝礼・終礼等あらゆる機会をとらえて、絶えず研修をしておくことが大切である。

上記の研修等の機会においては、前述のように普段から組織全体で知識や情報の共有（ナレッジ・マネジメント）、事前の危機管理（リスク・マネジメント）、事後の危機管理（クライシス・マネジメント）を行えるようにしておく必要がある（前掲 図1参照）。校内の事故や事例の統計、内容、定例の安全点検の結果、文部科学省や都道府県教育委員会等の事件・事故災害情報等をもとに、校内の安全安心をおびやかすおそれのある問題や、課題等の所在を明らかにし、環境整備等の具体的な取組に生かしていかなければならない。

ある1件の重大事故には、重大事故にならなかった29件の軽微な事故が背後にあり、さらにその裏には300件の異常が存在するという「ハインリッヒの法則」にもあるが、普段からの研修が大切なものとなってくる。なお、研修内容としては次のようなものが考えられる。

- 児童生徒の危険の予測や回避能力等を、育成する教育課程の位置付け
 - 年間指導計画における教育内容や教材等の共通理解
 - 危機管理マニュアルに基づいた防災・防犯訓練の計画及び実施
- ③ 地域や関係機関との連携と人材活用

教職員の研修と併せて、児童生徒に関しては地域の実態に応じた指導も必要である。地域的な特性を教育資源として活用するためには、地域の実情に通じた住民や専門家、関係機関等との普段から連携を深めておくことが望ましい。

このような連携によって、地域における自然災害等の歴史や地理的・地勢的な課題等を知ることができた

り、防災対策に詳しい専門家等の方からの指導や助言を受けたりする中で、地域の実態に即した指導内容や教材の再検討、新たな教材開発が必要になってくる。

小学校中学年社会科を例に挙げるならば、第3学年では消防署や警察署等の地域の安全を守る働きについての学習、第4学年では自然災害からくらしを守るための人々の取り組みを学習すること等が考えられる。

文部科学省は、2017（平成29）年度から「地域学校協働活動」を推進している。こうして地域や保護者の協力を得ることにより、幅広く密度の濃い教育活動が実践されることが期待される。その成果を用いて、社会科では学区内の「安全マップ作り」に活用したり、教科横断的な学習、道徳、総合的な学習の時間、特別活動へと教育活動を一層深めたりすることも考えられる。

このような学校内の児童生徒への指導が、翻って地域の防災対策に結びつけば、教職員研修の大きな成果にもなってくる。

3 保護者・地域との連携

（1）学校の体制整備

2001（平成13）年6月、大阪府内の小学校に不審者が刃物を持って侵入し、児童8人を殺害、教員を含む15人にけがをさせるという痛ましい無差別殺傷事件が発生した。これを受けて文部科学省は翌年12月、図5のような『学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル』を作り、2007（平成19）年11月には登下校時における犯罪被害への対応を追記した『学校の危機管理マニュアル～子どもを犯罪から守るために～』を作成した。

2012（平成24）年3月には、東日本大震災（前年3月発生）の教訓を踏まえ『学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き』が作成された。各都道府県教育委員会・市町村教育委員会は、これらの資料や地域の実態に応じたマニュアルを作成するとともに、各学校はこのマニュアルの作成と見直しを行っているのである。

学校における危機管理の組織体制については、想定

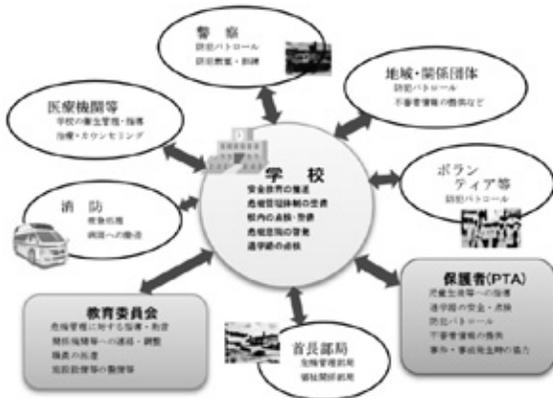


図5 連携の図られた学校安全対策例
 (出典) 文部科学省『学校の危機管理マニュアル作成の手引』2018年、p.7より筆者作成。

されるあるいは想定外についても、各学校の実情に応じて整備しておかなければならない。これには、教育委員会の指導を受けて、学校だけでなく家庭・地域・関係機関等とも十分に連携を図っておく必要がある。また、全教職員の共通理解を図り、形式的なものではなく、実践的・機能的な整備が求められる。

各学校は、管理職のリーダーシップの下、児童生徒の安全確保に努めなければならない。教職員全体での、学校の安全安心に取り組む組織づくりが求められている。事件・事故等の発生時には、各学校の危機管理マニュアルに基づき、それぞれの責任において児童生徒の安全確保に努め、応急手当てをはじめ、緊急避難や心のケア等に対応していかなければならない。

このようなことが発生した場合には、ただちに対応できるよう普段から危機管理マニュアルの教職員への周知徹底や共通理解が図られていなければならない。また、シミュレーションによる訓練をしておくとともに、必要に応じて問題点や課題を洗い出し、訓練の見直しも進める。

危機管理マニュアルを必要とする事件・事故がまず発生するとは誰も思わないが、もしも発生した案件が重大なものであれば、速やかに緊急対策本部を設置しなければならない。対策本部の構成員や設置場所（職員室、体育館、運動場等）については、事件の態様や気象条件・発生時間帯等に応じて、いくつかの選択肢

をあらかじめ想定しておかなければならない。

授業時間や放課後等、児童生徒が在校中の時間帯であれば、校内または校外の所定の場所への安全な避難を考慮するだけでなく、保護者への引き渡し方法についても検討しておかなければならない。登下校中であれば、事態の推移や児童生徒がいる場所によって、学校または自宅のいずれかに待機させる指示も必要であろう。

このように、対策本部には被害を最小限に食い止めるための方策が求められるので、情報収集と関係機関との連携が必要不可欠なのである。

(2) 地域住民やボランティア等との連携

危機管理だけでなく、学力向上をはじめとする学校の効果的な教育の推進には、地域住民やボランティア等との連携が求められる。2000（平成12）年には「学校評議員制度」が創設された。また、教育改革国民会議の提案によるコミュニティ・スクールの取り組みは、2002（平成14）年度に全国7地域9校で実践研究が進められ、2004（平成16）年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（地教行法）の改正によって、「学校運営協議会」が設置された。

2017（平成29）年4月の、学校運営協議会設置の努力義務化や役割の充実等を定めた前述の「地教行法」の改正・施行により、翌年4月1日には全国で5,432校²が指定を受けるようになった。

社会教育の分野では、2017（平成29）年4月に「社会教育法」が改正・施行され、「地域学校協働活動」を整備して地域と学校が連携・協働して、地域住民や保護者等の参画を得ることにより、学校を核とした地域づくりと、地域全体で児童生徒の学びや成長を支える協働活動が推進されることになった。これまでの学校や児童生徒を取り巻く活動をまとめると、表2のようになる。これを踏まえて①学校評議員制度、②学校運営協議会制度、③学校支援地域本部事業、④地域学校協働活動を説明する。

①学校評議員制度

「地域に開かれた学校づくり」を目指す仕組みである。学校評議員は、教育に関する理解及び識見を有す

表2 支援から連携・協働への動き

設置	学校評議員会	学校運営協議会	学校支援地域本部事業	地域学校協働活動
	2000年（平成12年）	2004年（平成16年）	2008年（平成20年）	2017年（平成29年）
性格	校長の求めに応じて、学校運営について意見を述べることができる。	校長及び教育委員会が行う学校運営や教職員人事に、一定の権限を持つ合議制の機関。	地域のボランティアの取組をさらに充実・拡大・組織化を図り、より効果的な学校支援を行う。	学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う。
任命	校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。	保護者や地域住民の中から、教育委員会が任命する。	地域教育協議会において、地域コーディネーターと学校支援ボランティアを依頼する。	地域と学校をつなぐコーディネーターは、教育委員会が委嘱できる。
任務	校長の求めに応じて意見を述べることができるが、拘束力はない。	学校の運営に関して、教育委員会または校長に意見を述べるができる。	地域のボランティアの協力をさらに充実・拡大・組織化を図り、より効果的な学校支援を行う。	学校と地域住民や保護者等が、学校運営の基本方針の承認や課題の共有をし、支援等について協議する。

（出典）筆者作成

る者の中から、校長の推薦により、当該小・中学校・高等学校の設置者が委嘱する。

②学校運営協議会制度

これまで、学校運営協議会制度の設置状況は芳しいとは言いがたいものであったが、設置の努力義務化や役割の充実等を定めた「地教行法」の改正に伴って、2020（令和2）年7月1日現在で9,788校³へと急増している。

③学校支援地域本部事業

文部科学省の委託事業として2008（平成20）年度に開始され、2010（平成22）年度に終了となった。この

取り組みで得られた成果と課題は、次の「地域学校協働活動」に活かされることが期待される。

④地域学校協働活動

従来の「学校支援地域本部事業」等を基盤として、学校への地域からの「支援」をはじめ「連携・協働」を通して地域と学校の双方向で行う様々な活動である。安全対策や危機管理にとどまらず、地域の創生につながっていくことも期待されている。図6は地域学校協働活動の概念図である。

4 危機管理と危機管理マニュアル

（1）危機管理マニュアルの作成・見直し

危機管理マニュアルは、学校の管理下において事件・事故等が発生した際に、教職員が速やかにかつ適切に対応を判断し、児童生徒等の安全を確保するために作成されるものである。

学校ごとのマニュアルは、各学校（学校規模、施設状況、児童生徒の状況等）や地域の実状（地域の協力体制、警察や消防署等の関係機関の地理的状況）に応じて具体的で分かりやすく、実効性に富んだものでなければならない。その作成に当たっては、教職員だけでなく保護者や関係機関等との密接な連携も求められる。作成上の留意事項として次の点が挙げられる。

○常に最悪の事態を想定し、過去に発生した事案や事



図6 地域協働活動の概念図

（出典）文部科学省『地域学校協働活動』2018年、p.1より筆者作成。

例を教訓として、危機発生・被害状況の正確な情報収集を早期に図るとともに、救急・延命措置、警察・消防等との連携を想定する。

- 必要な対応や手順を明示する。文章だけでなく、表やチャート図等を効果的に用い、視覚的に理解しやすくする。管理職や担当者・責任者の不在時にも対応できるようにする。
- 関係機関や専門家の助言を活かして実効性のあるものとする。
- 作成された危機管理マニュアルを関係機関等に配布するとともに、機能的で弾力的で対応しやすいものとする。

このようにして作成された危機管理マニュアルは、図7のように作成後も訓練等によって課題の検証と見直しを図る必要がある。

危機管理の考え方は、その時代や時期、構成員の交代や社会の変化によって変わっていくべきものである。今まで想定されなかった新たな課題なども出てくるので、マニュアルも柔軟に見直していかなければならない。

各校の危機管理マニュアルは、実際に機能するかどうかがシミュレーション等を重ね、定期的に見直しと改善を図らなければならない。その際、次のような点に

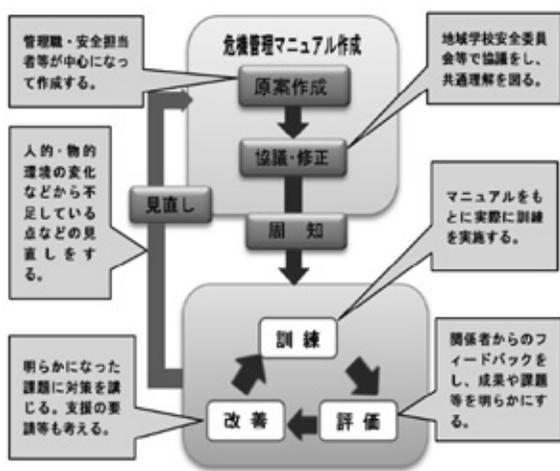


図7 危機管理マニュアル作成の模式図

(出典) 文部科学省『生きる力をはぐくむ学校での安全教育』2019年、p.23より筆者作成。

留意することが求められる。

- 年度毎の人事異動等に伴う校務分掌の変更や、組織の変更を反映する。
- 児童生徒に係る配慮事項を再確認するとともに、施設・設備や通学路等の変更等を反映する。
- 地域や関係機関の変化に伴う問題点や課題等を再確認し、避難訓練に反映する。

(2) 危機管理マニュアルによる避難訓練等

避難訓練は、年間を通じて計画的・組織的に実施する必要がある。学校や地域の実態に応じて複数の異なる災害を想定し、表3のように訓練の種類・時期・時間・対象・実施回数や方法等の計画を立案することが求められる。

また、避難訓練実施後には、校内でその成果と課題を検証するとともに、保護者・関係機関・専門家の助言や指摘等も含めて、次回の訓練に活かさなければならない。こうすることで防災教育の形骸化を防ぐことができる。

表3 避難訓練とその対応

訓練	主な対応
火災対応	出火場所などの現状把握、施設の構造、風向きや人の動きなどをもとに避難経路を決定し、避難場所に集合する。消防署への通報、初期消火に努めるとともに、重要書類などの搬出に努める。
緊急地震速報対応	予想される大きな揺れに対して、緊急地震速報などを利用して情報収集を図る。避難場所の確認と、安全で適切な避難経路と誘導に努める。
侵入者対応	不法侵入して来た不審者の動きを把握するとともに、移動を阻止する。教職員に緊急放送などにより緊急事態を知らせ、児童生徒を避難させる。侵入者への刺激は避け、状況によっては刺股などを使用するなどして防御するが、必要に応じて応援を要請する。
風水害対応	天気予報や関係機関などから気象情報や、避難勧告などの情報を収集する。校内をはじめ、学校周辺の河川の状況や、崖崩れ等の状況を把握するとともに、必要に応じてより安全な場所に避難する。
引き渡し訓練対応	在校時間帯において災害等が発生した場合、保護者への引き渡しや集団下校をする。保護者への引き渡し方法を事前に確認し、訓練には保護者・地域住民・関係機関等にも、参加協力を要請する。

(出典) 筆者作成

5 教職員をめぐる危機管理

(1) 体罰

学校教育において、体罰は法律により禁じられている。児童生徒の健全な判断を支援する観点からも、苦痛を与える対応を指導と見なしてはならないことは言うまでもない。教育的観点だけでなく法的な観点からも、体罰によって児童生徒に精神的・肉体的な傷害や苦痛を与えた教職員が刑事上・行政上・民事上の法的責任を負わなければならないことについて全教職員の共通理解のもと、意識改革を徹底しておかなければならない。もしも体罰事案が発生した場合には、速やかに状況の把握とともに、関係機関への報告をする。当該児童生徒及び保護者に対して、説明・謝罪等誠意をもって対応しなければならない。また、児童生徒の態様によっては心のケアにも努めなければならない。

(2) 個人情報の流し

やむを得ない事由により所定の許可を経た場合を除き、個人情報を学校外へ持ち出すことは原則として禁止されている。児童生徒の学習や健康等に関する情報を取り扱う際には、日頃の厳重な管理が欠かせないが、流出した場合には事実関係を把握し、上司に報告をするとともに、学校組織として所管の教育委員会等の関係機関へも報告する。いずれも迅速的な対応が不可欠である。流出した情報が児童生徒に関するものであれば、本人及び保護者への丁寧な説明が重要である。なお、管理職としては、マスコミ取材等への適切な対応も検討しておくことが望まれる。

(3) ハラスメント

普段から人権意識高揚の研修や、意識啓発の充実を図っておかなければならない。研修等の際には、学校で固有に起こり得る具体的な事例を用い、どのような言動が不適切な原因となり得るか、専門家の助言も交えながら、様々な角度から検討し合える機会を設けることが大切である。ハラスメント被害が訴えられた場合の相談体制の確立、加害者からの事情聴取や相談者への説明等、組織としての対応が必要である。

(4) 教職員の交通事故

法令遵守の一環として、平素から交通法規の遵守と

安全運転に努めることは、社会の一員として当然の責務である。交通事故の当事者となった場合でも、その現場に居合わせた場合でも、最優先すべきことは負傷者の救護と二次災害の防止である。速やかに、救急・警察等と管理職・関係機関へ連絡をするとともに、今後の対応を検討する。

(5) 教職員のメンタルヘルス

児童生徒の学びの環境を整え、教育的愛情を持ってそれに必要な健康増進を支援することは、教職員として当然の使命である。そのためには、自らも心身の健康管理を怠ってはならない。心身に不調を感じたり、違和感を覚えたりした時には、いち早く状況把握と問題の収集に努め、掛かり付けの医師に相談する。体力を過信して健診を軽視し続けると、児童生徒の学びにマイナスの影響を与えることになりかねない。上司や管理職としては、必要に応じて本人の家族と連絡を取り、医療機関への受診を勧める。児童生徒の指導に当たっては、他の教職員の理解のもと、協力・分担体制を整えなければならない。

6 いつ起きるかもしれない危機への対応

最近環境の大きな変化や社会情勢の変化により、今までに想像したこともないような、いわゆる「想定外」の事例が発生するようになってきている。例えば、気象については数時間にわたって同じ地域に強い雨を降らせる線状降水帯の発生により、思いがけない大洪水が発生するようになってきた。

(1) 兵庫県佐用町の大洪水による避難の事例

2009（平成21）年8月に発生した集中豪雨は、佐用町だけでも死者行方不明20名という甚大な被害をもたらした。当日は朝から雨脚がひどく、夜まで止みそうではなかった。幕山小学校（現在は佐用町立上月小学校に統合）に避難をしようとしていた3家族（4～47歳の男女）の内9人が20時頃、図8の小さな水路に流れられ犠牲となったのである⁴。男性が指しているのが当時の水位で、図9は現場に立てられた慰霊の碑である。

普段の訓練では、「避難先は学校などの施設」とよ

く言われているが、東日本大震災でも言われるようになったのは、「水平避難」から「垂直避難」である。



図8 指先が当時の水位 (出典)2019.8.5筆者撮影。 図9 現場にある慰霊の碑 (出典)2019.8.5筆者撮影。

(2) 地震・津波から命を守る和歌山県の取り組み

和歌山県では、約90年から150年周期で繰り返し大きな地震が発生していることから様々な取り組みをしている⁵。図10・11をはじめとした冊子や「避難カード」の作成、濱口梧陵の「稲むらの火」の絵本作成(小学校道徳の教科書にも掲載されているが、稲むらに火を付けて村人の命を守った話)等に取り組んでいる。また、『「世界津波の日」2018高校生サミットin和歌山」を開催する等、世界的なイベントを行っている。

筆者が危機管理の情報収集のために和歌山県教育委員会を訪問した2021(令和3)年3月11日の4日後には、訪問地の真下にある紀ノ川沿いの中央構造線で、震度4(マグニチュード4.6)の地震が発生した。このように南海トラフ地震がいつ発生するかわからない場所の上に、我々は居住しているのである。

(3) 南海トラフ地震から生き抜く力に取り組む高知県

和歌山県と同様に、南海トラフ地震の大きな影響を



図10 和歌山県教育委員会作成の資料 (出典) いずれも和歌山県教育委員会より提供された物を2021.3.11筆者撮影。 図11 世界津波サミットの報告書

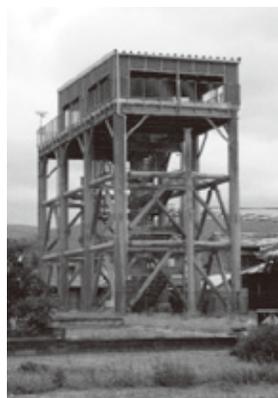


図12 津波避難タワー (出典) 2021.9.27甲田敦三氏撮影。 図13 津波避難タワー

受けることが予想される高知県では、「防災教育」に学校と地域が連携する取り組みが進んでいる。

黒潮町では、内閣府が公表した被害想定で、最大津波高34.4mという考えられないような日本一高い数字が出されている。そのため、今までのあきらめムードから逆転ムードへと転じ、津波避難タワーの設置等に取り組んでいる⁶。また、学校では担当の防災教育主任が中心となって、地域に合った防災教育に取り組んでいる。教科の国語、社会、算数(数学)、理科等と関連させた教育等が実践されている。黒潮町教育委員会では全町立小・中学校に、防災教育を年間10時間以上することと年間6回以上の避難訓練を義務付けている。

おわりに

学校における危機管理を考える場合、重要なことは学校内の教職員が学校内外での危機管理に対してどの程度の危機意識を持って過ごしているかである。生徒指導上の問題であれば、児童生徒と学校施設内で多くの時間を過ごしているのであるが、一人の児童生徒とどのくらい会話をしたり、悩みを聴いたりして関わっていくかである。児童生徒の中には、普段と変わらず過ごしているようであっても、表情と心の内面では全く逆の場合もあるからである。

学校経営、学校運営、学級経営をより効果的なものとするには、児童生徒理解が重要なものとなってく

る。校内の教職員をはじめ家族や友人や異年齢集団からの情報、さらには担任教師だけでなく教職員集団からの情報、就学前の生育歴等の情報も関係してくる。そして、生徒指導をはじめとする問題行動等に対しては、「早期発見、早期対応」をしていかなければならない。対応には、当然組織的対応が求められる。

校内の施設管理等であれば、管理職や安全担当教師をはじめとして、教職員が常日頃から安全点検に努め、不備の物があれば修理修繕をしなければならない。また、学校保健関係については、養護教諭や保健主事を中心とした組織で対応していくことが望まれる。

登下校に関しては、学校と家の登下校中の場所にも関係するが、どのように対応するかが問題となってくる。こうなってくると、学校と家庭、地域や関係機関との連携が重要なものとなる。今よく言われる「地域学校協働活動」である。そのためには、学校評議員会や学校運営協議会等の組織活動も、普段から効果的な活動となっていなければならない。

学校の危機管理を考える際に思うことは、普段からいろいろな種類の避難訓練をするのであるが、それは通常の場合の訓練であって、様々な場合が想定される。そのために、時には想定外の対応も考慮した避難訓練もしておかなければならないであろう。

また、教師は多くの内容を児童生徒に指導しているのであるが、なぜそうなるのか、そうしなければならない理由はどのようにするのかということ抜きにして、指導をしているのではないかということが気になる。学習することは、これからのくらしに役に立つとか、これからそういう理由でしなければならない等ということ伝える。これは「生きる力」であり、「生き抜く力」を身に付けさせるのである。そうすることによって、いろいろな対応が身に付き防災教育にも役に立つてくるのではないかと思うのである。

参考・引用文献

- 1 永岡順「学校の危機管理対策の留意点」(菱村幸彦編『危機管理の法律常識』教育開発研究所、1997年)、p.5。
- 2 文部科学省『コミュニティ・スクール2018』2018年、p.15。
- 3 文部科学省『令和3年度 地域と学校の連携協働体制の実施・導入状況(都道府県別・市町村別)』(https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/2020jisshityousa_todouhukunbetu.pdf、令和元年10月5日確認)。
- 4 牛山素行『2009年8月9日兵庫県佐用町を中心とした豪雨災害の特徴』自然災害科学研究西部地区部会報第34号、2010、頁なし。
- 5 和歌山県教育庁『防災ハンドブック』2018年、p.1。
- 6 ベネッセコーポレーション『VIEW next 教育委員会版』vol.2、2021年、pp.23-25。